

平成28年度「市・県民税」平成27年分確定申告

申告相談



申告日程(北秋田市)

2月4日～3月15日

◎申告に関するご相談、お問い合わせ

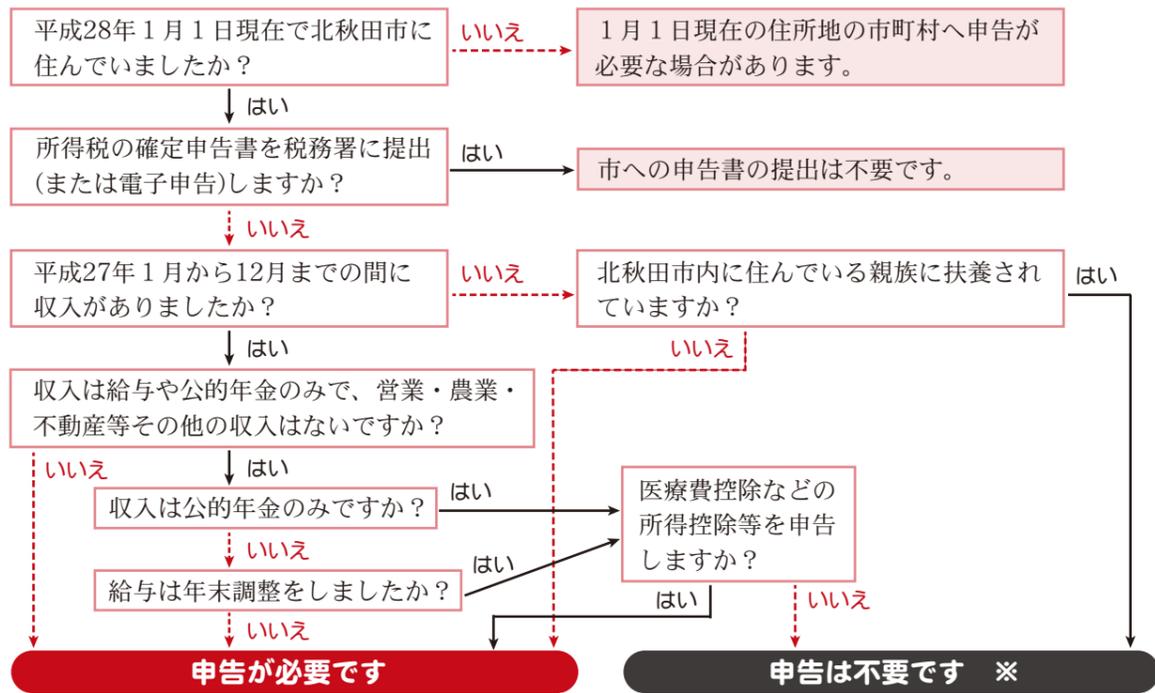
税務課市税係 862・1116

平成28年度「市・県民税申告」は、平成27年中の収入や控除について申告していただくものです。地区ごとに日程が指定されていますので、日程表を確認のうえ、指定の会場で申告してください。なお、申告会場及び日時の変更を希望される方は、資料準備のため、希望日の前日までに電話連絡をお願いします。

申告をしないとうなる？

申告をしなければならぬ方が未申告の場合、各種届け出や申請に必要な証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税、介護保険料の算定や国民年金・福祉・保育等の各種判定において不利益が生じる場合がありますので、申告が必要な方は必ず申告をしてください。

▼申告確認チェックシート

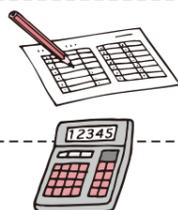


※国民健康保険税の申告 上記チェックシートにより申告が不要となった方でも、国民健康保険に加入している場合は申告が必要です。

申告前に書類の確認を！

- 申告相談を受けられる方は、次の書類をお持ちください。(□欄を使って確認してください)
- 税務署から確定申告書が送られている方は、必ずその申告書をお持ちください。

- すべての方
 - 印鑑 □社会保険料、国民年金等掛金等の領収書又は証明書 □生命保険料支払証明書
 - 地震保険料支払証明書 □医療費の領収書(支払先ごとに集計) □身体障害者手帳
 - 火災、雪害、盗難の損害があった時はその証明書(警察署、消防署から発行されるもの)又は領収書
 - 在学証明書(大学生のいる家庭) □預金口座番号のわかるもの(還付申告の場合)
- 給与所得のある方 □給与・報酬等の源泉徴収票
 - ※所得税の確定申告をする場合は、必ず源泉徴収票原本の添付が必要です。2か所以上から給与・報酬等が支払われている場合は、源泉徴収の有無に関わらず、全ての源泉徴収票が必要です。
- 年金所得のある方 □公的年金の源泉徴収票
 - ※所得税の確定申告をする場合は、必ず源泉徴収票原本の添付が必要です。2か所以上から公的年金を受給している場合は、源泉徴収の有無に関わらず、全ての源泉徴収票が必要です。
- 農業所得のある方
 - 収支内訳書、帳簿、農協等の出荷証明書
 - 米政策に係る拠出金などの雑収入の証明書
 - 土地改良費、その他必要経費の領収書
- 営業、不動産収入のある方
 - 収支内訳書、帳簿
 - 報酬・不動産の支払調書
 - 必要経費の領収書
- 利子、配当、一時所得のある方
 - 支払調書等、支払額がわかるもの □経費がある場合は、その額のわかるもの
- 譲渡所得のある方 □譲渡した物件の売買契約書 □譲渡費用(手数料、測量費)などの領収書
 - 特別控除の特例を受ける場合は、その内容が確認できる書類



◆申告しなければならぬ方

平成28年1月1日現在、北秋田市にお住まいで、次のいずれかに該当する方です。

- 平成27年中に営業、農業、その他の事業や不動産業を営んでいる方、小作料、配当、譲渡、一時所得などがあつた方
- 給与所得者で次に該当する方
 - 2か所以上の事業所から給与を受けた方で、年末調整を行っていない方や年度途中で退職した方
 - 医療費控除、寄付金控除、住宅ローン控除などを受ける方
 - 公的年金を受給している方で、次に該当する方
- 生命保険料・地震保険料控除、医療費控除、扶養控除などの各種所得控除を受けようとする方
- 平成27年分の確定申告書にはマイナンバー制度の個人番号は記入不要です。

◆申告する必要のない方

- 税務署へ所得税の確定申告書を提出される方
- 給与所得以外に所得がなく、職場で年末調整を済ませている方
- 市内に居住している親族の扶養親族となつている方
- 公的年金等以外の収入が無い方で、

各種所得控除の適用を受けない方

平成27年中に所得がなかった方や、障害者年金、遺族年金等の非課税所得のみの方でも、国民健康保険税等の軽減判定や所得証明書等の税に関する証明書の交付を受けるためには申告が必要です。

◆社会保険料の納付確認書の発行について

※申告が必要か不要かは、次ページのチェックシートでもご確認ください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付を口座振替されている方で、平成27年中の保険料納付額確認書が必要な方には、本庁又は各総合窓口センターにて無料交付しています。

※交付申請には本人確認資料の提示が必要です。

◆事業主の方へ

前年中に給与・賞与等の支払いをした事業所は、1月31日までに前年中の給与所得の金額、その他必要な事項を当該給与の支払を受けている方の1月1日現在の居住市町村に提出しなければならぬことになっていきます。

申告相談を円滑に行うため、早めの提出をお願いします。